

# 介護人材再就職準備金貸付事業 各種手続等について

## 1 申請・届出等

### 1 貸付申請

申請は就労先の事業所を通じて行ってください。

### 2 貸付の決定

申請書の内容を審査し、貸付が適当と認められた方に対し、事業所を通じて貸付決定通知書を交付します。

### 3 貸付決定後の手続き

貸付決定を受けた方は、就労先の事業所を通じて下記の書類を提出してください。

《提出書類》

①借用証書（様式3）【収入印紙を貼付し、割り印のこと（1万円以上10万円以下：200円、10万円超：400円）】

②振込口座申請書（様式4）

※口座名義は、借受人の名義に限ります。

③振込口座の通帳のコピー

※金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかるページのコピーを提出してください。

④申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書（直近3ヶ月以内のもの）

### 4 貸付後の手続き

貸付後に変更事項が生じた場合は、事実発生から15日以内に府社協へ届け出てください。  
なお、すべての届出は、就労先の事業所を通じて行ってください。

#### (1) 就労状況の報告

就労状況の確認のため、就労した日から6か月経過するごとに業務従事届（様式10）を府社協へご提出ください。

#### (2) 養成施設に修学する場合

社会福祉士及び介護福祉士養成施設に修学する場合、在学期間中、返還猶予を受けることができます。

養成施設の入学日から15日以内に修学届（様式14）及び返還猶予申請書（様式13）を府社協へご提出ください。

また必要に応じて休職・停職届（様式6）を府社協へご提出ください。

#### (3) やむを得ない事由があり業務に従事できない場合

返還猶予申請書（様式13）にやむを得ない事由を証明する書類を添えて、事由の発生日から15日以内に府社協へご提出ください。審査の結果、承認された場合は府社協が指定する期間の返還が猶予されます。

なお、不承認の場合は、貸し付けた準備金は返還となります。詳細は裏面をご参照ください。

## 2 返還免除

以下の要件に該当する場合は、返還免除となります。  
(※府社協による審査があります。)

- 京都府内において返還免除対象業務に2年間従事したとき
- 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する疾病等のため業務を継続することができなくなったとき

## 3 返還猶予

以下の要件に該当する場合は、その事由が継続している間、返還を猶予することができます。

- 京都府内において返還免除対象業務に従事しているとき
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき



## 4 返還

### 1 返還となる場合

- (1) 介護人材再就職準備金貸付の契約が解除されたとき
- (2) 京都府内において返還免除対象業務に従事しなくなったとき。
- (3) 京都府内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により京都府内において返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

### 2 返還期日

返還事由が発生してから2年以内に返還してください。

※ただし一括返還も可能です。

例) 再就職準備金20万円を2年間で分割返還する場合  
⇒ 月々の返還額 約8,333円 × 24月

### 3 返還方法

原則、借受人本人名義の預金口座から口座振替とします。

(口座振替利用可能金融機関：京都銀行、ゆうちょ銀行)

### 4 延滞利子

正当な理由がなく、返還額を返還期日までに返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額に対し年5%の延滞利子を徴収します。

### 【お問い合わせ先】

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター  
〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375ハートピア京都B1階  
TEL: 075-252-6297 FAX: 075-252-6312